

公益社団法人 日本コンクリート工学会  
規準・指針原案作成専門委員会規程

令和元年5月22日 制定

(目的)

第1条 この規程は、規準・指針原案作成専門委員会（以下、「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員40名以内をもって組織する。委員は第3条に定める委員長が指名する。

2. 必要に応じて分科会を設けることができる。分科会は委員会の委員で構成する。

(委員長、副委員長、幹事等)

第3条 委員会に委員長1名、必要に応じて副委員長及び幹事各若干名を置く。

2. 委員長は、技術委員会委員長が指名する。

3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4. 委員会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問の人数は、原則として2名程度までとする。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び幹事の任期は2年とし、最長6年まで重任を妨げない。

2. 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

4. 顧問の任期は定めない。

(職務)

第5条 「日本コンクリート工学会規準・指針の制定／改正に関する規定」に定められる JCI 規準及び JCI 指針の制定・改正原案の作成を行う。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度召集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、技術委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和元年5月22日より施行する。